

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針について

平成20年7月
農林水産省
国土交通省

1. 背景

第169回通常国会において、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「法」という。）が成立し、平成20年5月23日に公布されたところである。

今般、法第3条第1項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を次のように定める。

2. 概要

(1) 観光圏整備計画の作成基準

- ・滞在型観光の促進を図る観点から、観光圏及び滞在促進地区の範囲並びに具体的な成果を検証できる目標について地域において自主的に設定することについて規定

(2) 観光圏整備事業の内容

- ・宿泊の魅力向上、観光コンテンツの充実、移動の利便性向上、観光情報の提供などの観点から、期待される取組例を規定するとともに、観光業界だけでなく農林漁業団体など地域の様々な主体が連携して取り組む必要があることについて規定

(3) 観光圏整備実施計画の認定基準

- ・観光圏整備実施計画の認定について、検証可能な目標の設定、観光圏整備計画との整合性、事業内容の実現可能性などの面から判断することについて規定

(4) 国における施策の連携及び支援の方向性

- ・公共交通活性化事業や社会資本整備事業等、地域における幅広い関連施策との連携が望ましいことについて規定
- ・上記地域における連携を支援するため、国としても連携して支援することについて規定
- ・具体例としては、
 - 観光圏整備事業費補助金
 - 観光地域づくり実践プラン（社会資本整備）
 - 地域公共交通活性化事業・再生総合事業
 - ビジット・ジャパン・キャンペーン
 - グリーン・ツーリズムの普及・定着に係る事業の推進等による支援について規定